

## 研究・イノベーション学会「分科会」規定

研究・イノベーション学会（以下「学会」という。）の分科会の活動に関して、今般、その趣旨、要件、手続き等を以下のとおり明確化し、今後、運用することとする。

### 1. 分科会の趣旨

分科会は、学会が対象とする主な分野について、例会、研究会などを開催することにより、学会員の関心に応えるとともに、学会員の交流、啓発の場として機能することが期待されている。分科会は、その設立を希望する者が、以下の要件を了承して事務局へ申請し、業務理事会の審査を経て会長が承認したものをいうこととする。

### 2. 分科会の要件と学会による支援等

#### (1) 分科会の要件

- ①年間に3回以上、分科会名に相応しい内容の分科会を開催すること。この場合、③の条件が満足されるならば、他の団体と共催で開催することも可とする。
- ②学会事務局が総会において所要の報告ができるよう、最低限年に1回、その活動状況を学会事務局に報告する。
- ③分科会への学会員の参加費は、学会会費及び所定の分科会情報通信料以外は、無料とする（ただし、実費相当の資料代を徴収することは可とする）。

#### (2) 分科会の存続年限

分科会の存続期限は特に限定しない。ただし、原則として、分科会開催回数が年間2回以下の状態が3年続いた場合には、学会分科会の名称を用いての活動は中止となる。

#### (3) 学会による支援

- ①分科会は、その活動にあたって、研究・イノベーション学会分科会の名称を用いることができる。
- ②分科会の開催に関する情報を学会のホームページを通じて広報することができる。
- ③希望する分科会に対して、一会計年度30万円を上限として分科会開催費の支援を行う。この場合、主査・幹事等で支部・分科会・研究懇談会支出ガイドラインに沿って経理を適切に管理する。なお、この支援金額は会計年度ごとに見直される場合がある。活動回数が多くなり、予算の上積み希望する場合は、業務理事会の審査を経て会長が承認すれば、最大10万円まで上限額の上積みを認めることとする
- ④総会において分科会の活動を紹介する。

### 3. 手続き

#### (1) 分科会の設立

分科会の設立を新たに希望する者は、以下の情報を含む資料をまとめて学会事務局に提出する。また、分科会の名称、目的を変更する場合は、本手続きを準用する。

- ①分科会の名称
- ②分科会の目的及び既存の分科会では十分な取り組みがなされないと考える理由
- ③分科会の主査1名以上（学会員に限る）、幹事1名以上（学会員に限る）の氏名・連絡先
- ④分科会の設立を求める学会員50名以上の氏名・連絡先（代表者及び幹事含む）のリスト、及び、リストに掲載された者が設立を求めていることを示す署名等
- ⑤研究懇談会等におけるこれまでの実績

主査又は幹事が交代する場合は、学会事務局に連絡する。

## （2）分科会の廃止

分科会の廃止を主査及び幹事が希望する場合は、主査及び幹事が連名で理由書を学会事務局に提出し、業務理事会の審査を経て会長の承認を得ることとする。

## 4. 現在活動中の分科会の扱い

現在活動中の分科会については活動を継続し、上記2. 及び3.（分科会の名称、目的を変更する場合。主査又は幹事が交代する場合に係るもの）の定めるところに沿うこととする。

なお、既存の分科会名称及び目的は、別紙のとおり。

## 5. その他

本文書に記載のない事項については、事務局担当理事及び総務理事会において適宜定める。

※2008年8月庶務理事会決定・会長了承

※2015年9月理事会決定、同年10月総会報告

※2018年10月理事会決定、同年10月総会報告